

## A02 基本規程

# 【役員及び評議員の報酬等に関する規程】

変更履歴

版数	制定/改定年月日	改定内容・改定理由
01	H25.4.1	初版制定

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人北陸予防医学協会定款(以下「定款」という。)第12条及び第27条の規程に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 常勤の理事  | 報酬、賞与及び退職手当、特別功労手当、弔慰手当 |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬                      |
| (3) 評議員    | 報酬                      |

2 退職手当は、常勤の理事として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した場合のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会の決議を経て、理事長が定める。

- (1) 報酬は、別表第1に定める額
- (2) 賞与は、基本給(諸手当を除く)に別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職手当は、基本給(諸手当を除く)に別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 常勤の理事で、退職時に特に功労顕著と理事会が認めた者に対し、特別功労手当として、別表第4に定める算式により算出される額を退職手当に加算できる。
- (5) 常勤の理事が、任期中に死亡した場合には、弔慰手当として、別表第5に定める算式により算出される額を支給する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席の都度、一人20,000円までの範囲内で、理事においては理事会で、監事においては監事の協議により定める。

3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席の都度、一人20,000円までの範囲内で、評議員会で定める。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日(ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、一般財団法人北陸予防医学協会職員給与規定第6条の規程に準じて支給する。)
- (2) 賞与 毎年7月、12月

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会への出席等、必要の都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規程にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

#### 附 則

この規定は、一般財団法人北陸予防医学協会の設立の登記の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

役職名	報酬月額範囲
理事長	642,900円～1,114,300円
副理事長	514,300円～857,100円
専務理事	428,600円～728,600円
常務理事	385,700円～642,900円
(医療職)理事	642,900円～1,285,700円

(注)医療職とは、医師等をさす。使用人兼務役員としての理事には、役員報酬を支給しない。

別表第2(第3条関係)

7月の賞与:基本給の月額×係数(1.0以内)
12月の賞与:基本給の月額×係数(1.0以内)

別表第3(第3条関係)

役職名	退職手当
理事長	基本給の月額×在職年数×1.5
副理事長	基本給の月額×在職年数×1.2
専務理事	基本給の月額×在職年数×1.1
常務理事	基本給の月額×在職年数×1.1
理事	基本給の月額×在職年数×1.0

別表第4(第3条関係)

特別功労手当:退職手当×50%以内
-------------------

別表第5(第3条関係)

弔慰手当(業務上死亡の場合):死亡時の報酬月額×36ヶ月分
弔慰手当(業務外死亡の場合):死亡時の報酬月額×6ヶ月分